

## 随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	令和5年度牛津川洪水痕跡調査
業務概要	洪水痕跡調査一式 報告書作成一式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 武雄河川事務所長 寺尾 直樹 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745
契約年月日	令和5年 7月11日
契約業者名	西日本総合コンサルタント(株)
契約業者の住所	佐賀県佐賀市久保泉町大字上和泉3114-3
契約金額	6,842,000円(税込み)
予定期格	6,842,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業務場所	佐賀県多久市外
業種区分	測量
履行期間(自)	令和5年 7月11日
履行期間(至)	令和5年10月11日
備考	

## 随意契約理由書

1. 件名：令和5年度牛津川洪水痕跡調査

2. 履行場所：佐賀県多久市外

3. 随意契約の相手方：名称 西日本総合コンサルタント(株)

住所 佐賀県佐賀市久保泉町上和泉3114-3

電話 0952-98-2141

4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び

予算決算及び会計令102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1)当該業務の目的

本件は、令和5年7月10日発生洪水による牛津川の洪水痕跡調査を行うものである。

2)当該業務の内容

洪水痕跡調査……1式

3)随意契約に付する理由

本件は令和5年7月10日に発生した洪水による、洪水痕跡を把握するために緊急に実施することが不可欠である。

西日本総合コンサルタント(株)は、武雄河川事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策の業務に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に関する「災害等応急対策業務(測量)に関する基本協定」を締結しており、本件の履行にあたって知識、経験、技術力を十分有しているものと判断できる。

以上のことから本件を円滑に遂行するためには西日本総合コンサルタント(株)が唯一の契約相手と判断するものである。

このため本件は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号により、西日本総合コンサルタント(株)と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)  
武雄河川事務所 流域治水課長